別添七十八別紙2の1・6・、1・8・及び2・3・中「第5改訂版」の下に「補足改訂版」を加える。

別添百五別紙4の2・中「補足第6改訂版」を「補足第7改訂版」に改める。

別添百十一3・1・中「第3改訂版」の下に「補足改訂版」を加える。

別添百十二2・中「補足第3改訂版」を「補足第4改訂版」に改め、「規則第3改訂版」の下に「補足改訂版」を加える。

第三条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を次のように改正する。

第百条第四項ただし書及び第百七十八条第四項ただし書を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十八年十月八日から、第三条の規定は平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千百二十二号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十月七日　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「協定規則第10号第5改訂版」を「協定規則第10号第6改訂版」に改める。

第九条第十八項中「であって」を「又は平成二十九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証（特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知に関する規程（平成二十八年国土交通省告示第八百五十一号）第二条の規定により発行された出荷検査証をいう。以下同じ。）に係る貨物の運送の用に供する自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたもの（第五輪荷重を有する牽引自動車を除き、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第千百号）による改正前の細目告示別添百十三「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えたものに限る。）であって、これらの自動車のうち」に改め、「第百三号」に定める」の下に「認定の」を加え、「同規則改訂版補足改訂版」を「同規則改訂版補足第2改訂版」に改め、同条第十九項から第二十一項までの規定中「認定実施要領に定める」の下に「認定の」を加え、「同規則改訂版補足第2改訂版」を「同規則改訂版補足第2改訂版」に改め、同条第二十二項中「認定実施要領に定める」の下に「認定の」を加え、「同規則改訂版補足第2改訂版」を「同規則改訂版補足第2改訂版」に改め、同条第二十三項中「認定実施要領に定める」の下に「認定の」を加え、「同規則改訂版補足改訂版」を「同規則改訂版補足第2改訂版」に改め、同条第二十四項中「であって」を「又は平成二十九年八月三十一日（立席を有するものにあっては平成三十年一月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたもの（被牽引自動車を除く。）であって、これらの自動車のうち」に改め、同条第二十五項中「であって」を「又は平成三十年一月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたもの（被牽引自動車を除く。）であって、これらの自動車のうち」に改め、同条第二十六項中「であって」を「又は平成三十年一月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る貨物の運送の用に供する自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたもの（第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって、これらの自動車のうち」に改め、同条第二十九項中「であって」を「又は平成三十年一月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る貨物の運送の用に供する自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたもの（第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって、これらの自動車のうち」に改め、同条第三十項から第四十三項までの規定中「認定実施要領に定める」の下に「認定の」を加え、「同規則改訂版補足改訂版」を「同規則改訂版補足第2改訂版」に改める。

第十二条第十二項中「同規則改訂版」を「同規則改訂版補足改訂版」に改める。

第十三条第十二項中「及び第九十八条第四項第五号」を削り、「同規則改訂版」を「同規則改訂版補足改訂版」に改め、「に限る。」の下に「第98条において同じ。」を加える。

第十四条第十一項第一号中「十四日」の下に「（細目告示第二十一条第三項第一号及び第九十九条第三項第一号の国土交通大臣が定める自動車にあっては平成三十二年一月十九日）」を、「十五日」の下に「（細目告示第二十一条第三項第一号及び第九十九条第三項第一号の国土交通大臣が定める自動車にあっては平成三十二年一月二十日）」を加える。

第十五条第一項第一号ハに後段として次のように加える。

この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

(1)　乗車定員十人以下の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動並びに被牽引自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。）であって、次に該当しないもの

ⅰ　車体の凹部に組み込まれているもの

ⅱ　車体との隙間が二十ミリメートルを超えず、かつ、直径百ミリメートルの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの

(2)　地上一・八メートル以下に備えられているアンテナの取付部であって、その付近の車体の最外側から突出しているもの

第二十七条第二十九項中「同規則第三改訂版」を「同規則第三改訂版補足改訂版」に改める。

第二十八条第百六十四項中「を除く。）」の下に「又は平成二十九年八月三十一日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成三十年八月三十一日、車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては平成三十一年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係るものであって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとするものについて」を加え、同条第百六十五項中「三十日」を「三十一日」に改め、「以前に製作されたもの」の下に「又は平成三十年七月三十一日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成三十年八月三十一日、車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては平成三十一年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係るものであって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとするものについて」を加え、同条第百六十九項中「除く。）」を